

第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針（KHKS1301）の改正案に対する  
パブリックコメント（意見募集）の実施について  
－ 令和2年6月12日(金) ～ 令和2年7月13日(月) －

令和2年6月12日  
冷凍空調規格委員会  
委員長 功刀能文

この度、冷凍空調規格委員会として原案を作成しました。公正、公平、公開の原則の観点から、広く一般の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施することといたします。いただきましたご意見につきましては、冷凍空調規格委員会で審議を行うことといたします。

つきましては、下記規格案に対しご意見のある場合には、実施要領に従い、書面（郵送又はFAX）若しくは電子メールでご提出下さい。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、整理した上で当方の見解を公表することとしております。このため、お寄せいただいたご意見、氏名及び所属を公表する場合がありますことをご了承下さい。

#### パブリックコメント実施要領

##### 1. 規格案名

- ・ 第一種製造者 冷凍関係事業所用 危害予防規程の指針 KHKS1301

##### 2. 規格案検討要旨

平成30年（2018年）11月14日に冷凍保安規則が改正され、危害予防規程に定める事項が追加された。

冷凍則第35条第2項に定められている事項については、これまでKHKS1301に規定している。よって、追加された第7号の「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。」について、当該指針に追加することとした。

冷凍則第35条第9項に新たに規定された事項については、新規に当該事項に関する規程の指針をKHKS1301に定めることとした。

また、地震防災規程の指針(KHKS1302)、南海トラフ地震防災規程の指針(1303)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針(KHKS1304)を危害予防規程の附属書として各指針を示すという構成の変更を行うこととした。

### 3. 意見受付期間

受付開始： 令和2年6月12日(金)

受付終了： 令和2年7月13日(月) 同日必着

### 4. 意見記入要領

- ① 別添様式に従い、氏名、連絡先(住所、電話番号等)及び所属(会社名、団体名等)を必ず明記して下さい。意見を十分把握させていただくため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく記入して下さい。
- ② ご意見については、1枚につき一つの意見及び理由を記入して下さい。
- ③ ご意見の対象となる規格案の該当箇所を明記して下さい。
- ④ 電子メール等を利用して提出いただく場合、別添様式に記入していただく必要はありませんが、本要領に準じて必要事項は漏れなく記入して下さい。

### 5. 関連資料入手先

上記1.の規格案は本ページからPDF形式でダウンロードすることができます。

また、高圧ガス保安協会図書室で閲覧が可能です。その他、郵送による資料送付も行っておりますので、お問い合わせ下さい。ただし、資料及び郵送に係る費用をいただきます。

### 6. 個人情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会は、パブリックコメントの提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承下さい。

以上

問合せ先、意見提出先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 冷凍空調課 鈴木

TEL:03-3436-6103

FAX:03-3438-4163

e-mail:hpg@khk.or.jp